

夏季休暇期間中の防疫対策の徹底について

- ◇ 我が国での口蹄疫の発生は平成22年の宮崎県の事例以降確認されておられません。中国や韓国をはじめとした東アジア地域においては、依然として続発が確認されています。
- ◇ 夏季休暇期間には、国内外における人や物の移動が活発になることから、日本国内への本病ウイルスの侵入リスクが高まることが予想されます。
- ◇ 今後も衛生管理区域における関係者以外の立入制限や消毒等、飼養衛生管理基準の一層の徹底をお願いします。

偶蹄類（牛・山羊・羊など）飼養者の方へ

- 口蹄疫の発生国への渡航や発生国の畜産関係施設由来の郵便物の受取りは可能な限り自粛して下さい。
- 仮に渡航する場合は下記の点に注意して下さい。
 - ① 農場やと畜場など畜産関連施設に立ち入らないこと。
 - ② 動物との不用意な接触をさけること
 - ③ 肉製品等は日本に持ち帰らないこと。
 - ④ 帰国時には、到着した空海港の動物検疫所のカウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。
 - ⑤ 帰国後1週間は、必要がある場合を除き衛生管理区域内に立ち入らないこと。
 - ⑥ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域内に持ち込まないこと。

家畜に口蹄疫を疑う症状が見られたら直ちに当所まで連絡してください。
定期的に飼養衛生管理基準の遵守状況を点検しましょう。

京都府丹後家畜保健衛生所 TEL:0772(43)1125 FAX:0772(43)1124